

農地法第3条申請（耕作目的で農地を売買、贈与、貸借等する場合）

耕作目的で所有権移転（売買・贈与・交換）や貸し借り（賃貸借・使用貸借）をする場合には、事前に農地法第3条の規定に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、耕作目的での農地の売買・貸借については、農地法第3条の申請のほかに農地中間管理事業による方法もあります。詳しくは農業委員会事務局にお問い合わせください。

1. 申請の流れ

①締切日までに申請書類を農業委員会事務局まで提出する。

締切日：毎月5日（閉庁日の時は翌開庁日）

②毎月25日（閉庁日の時は翌開庁日）の農業委員会総会で申請内容を審議する。

③許可となった案件については、農業委員会から許可書を交付する

④所有権移転（売買、贈与、交換等）の許可を受けた場合は、法務局で所有権移転登記を行う。

2. 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

- ・ **全部効率利用要件**…申請農地、所有農地および借入農地のすべてを効率的に耕作すること
- ・ **農地所有適格法人要件**…法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと
農地所有適格法人以外の法人の場合は、解除条件付きの貸借のみ可能です。
- ・ **農作業常時従事要件**…申請者または世帯員等が農作業に常時従事すること
150日以上あることが求められますが、営農計画によって基準は変化します。
- ・ **地域との調和要件**…今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

※令和5年4月1日より、下限面積要件（3反歩要件、5反歩要件）は廃止されました。

<p>お問合せ先 〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180-1 南魚沼市農業委員会事務局 電話 025-773-6664（直通）</p>

農地法第3条の規定による許可申請必要書類一覧

必要書類	備考	必要	確認
許可申請書 3部	農地法第3条第1項の規定による許可申請書	○	□
申請土地の登記事項証明書 (申請筆ごとに1部)	法務局で交付、全部事項証明(直近3カ月以内)に限ります。	○	□
農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等 (別紙) 1部	過去3年分又は申請日現在の状況について記入してください。	○	□
住民票 1部	申請者が市外の場合、直近3ヶ月以内のもの		□
営農計画書 1部	新規就農者等で農業委員会が必要と判断した場合		□
契約書 2部 (賃貸借、使用貸借)	賃貸借は200円収入印紙を2部ともそれぞれ貼付(要割印) ※所有権移転の場合は不要		□
解除条件付貸借 契約書 2部	一般法人が貸借する場合 賃貸借は200円収入印紙を2部ともそれぞれ貼付(要割印)		□
競売、公売、遺贈等を 証明する書面の写し 1部	競売、公売、遺贈等を理由として単独申請する場合		□
農地所有適格法人としての事業等の状況 1部	権利を取得しようとする者が農地所有適格法人の場合のみ添付		□
定款または寄附行為の写し 1部	権利を取得しようとする者が法人の場合のみ添付		□
組合員名簿又は 株主名簿の写し 1部	権利を取得しようとする者が農地所有適格法人の農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付		□
解約書 3部	貸借のある農地に対して許可を得る場合		□

申請内容によってはこれ以外の添付書類を求める場合があります。

必要書類が全てそろってからの提出をお願いいたします。

★注意★

・以下の3項目については、理由を問わず修正はできません(捨印や訂正印等による修正も不可)。申請書・契約書を再度作成することになりますので、内容をいま一度ご確認ください。

- ① 申請者の氏名
- ② 申請する土地の地番、面積
- ③ 契約の内容

・土地の所在を書く欄が余った場合は、次の行に「以下余白」と記入してください。

ご不明の点は、南魚沼市農業委員会(025-773-6664)へお問い合わせください。